2019年 JMR C中部ダートトライアル北陸シリーズ第2戦

ザ・イゴのダートラ卯月

特 別 規 則 書

IAF 公認 № 2019 — 2203

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)のFIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、JMRC中部共通規則およびJMRC中部ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに、本大会の特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2019年JMRC中部ダートトライアル北陸シリーズ第2戦 ザ・イゴのダートラ卯月

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技格式

JAF公認 地方競技 公認番号: 2019-2203

第4条 開催日

平成31年4月21日(日曜日)

第5条 開催場所

オートパーク今庄

福井県南条郡南越前町湯尾230-4の1

TEL: 0778-45-1500又は、090-3155-3601 (平澤政夫)

第6条 オーガナイザー

チーム うらら

福井県あわら市西温泉2-707-2

代表者小泉憲志郎 TEL: 0776-78-5821

第7条 大会役員

組織委員長 小泉憲志郎

組織委員 河崎好寛

組織委員 山田哲次

第8条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

審查委員長 福田 淳三 (Three-R)

審查委員 小杉 謙一 (TOMBO)

2) 競技役員

競技長 小泉憲志郎

コース委員長 寺島 滋

計時委員長 山田哲次

技術委員長 河崎好寛

事務局長 平澤政夫

認定救急安全委員 木下恭兵

第9条 参加車両

2019年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定める スピードN・B・SA・SC・D車両に適合した車両とする。 すべての車両は、6点以上のロールバーを強く推奨する。

SA、SAX.B車両のマフラー及び排気管は、EXマニホールド及びフロントパイプ部を含め社外排気管への変更が認められる。 第10条 クラス区分

クラス1:気筒容積1500cc 以下の2輪駆動の

N・B・SA・SAX・SC・D車両

クラス2:気筒容積1500cc を超える2輪駆動の

N・B・SA・SAX・SC・D車両

クラス3:気筒容積1600cc 以下の4輪駆動の

N・B・SA・SAX・SC・D車両

クラス4:気筒容積1600cc を超える4輪駆動の

N・B・SA・SAX・SC・D車両

クローズド:排気量区分を行わずB・SA・SAX・SC・D車両

第11条 参加資格

- (1)2019年度 JAF 発給の競技運転者許可証国内B 又は国内Aを有すること。
- (2) 2 0 才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の 承諾書を提出すること。
- (3) 競技に有効な死亡時500万円以上の傷害保険または JMRC共済会に加入していること。
- (4) 同一車両の重複参加は2名以上を可能とする。
- (5)クローズド参加者は、有効な運転免許証所持者とし上記
 - (1)(3)の資格は必要なしとする

競技運転者許可証のない人は運転免許証番号を記入すること。 第12条 参加台数

全クラスを通じて150名迄とする。 (クローズド含む)

第13条 参加申込及び参加料

(1)参加申込及び問い合わせ先

〒919-0131 福井県南条郡南越前町今庄

今庄郵便局止め オートパーク今庄内 平澤政夫

TEL ((090)) 3155-3601 FAX ((0778)) 45-0700

(2)参加受付期間

平成31年3月15日~平成31年4月11日必着

(※期間厳守のこと!)

クロース・ト・受付 平成31年4月17日必着

(3)参加料

15,000円(但し2019年度JMRC中部の入会クラブの会員は**13,000円**とする「証明として申込書のクラブ印のところに**JMRC中部登録クラブ印を押印のこと」**)(昼食付)女性、学生**8.000円**(昼食付)語学スクール等の学生は、除く(申込時に学生証のコピーを添付すること)

クローズド参加料10.000円(昼食付) 第14条 タイムスケジュール

弟14余 ダイムスグジュール

受付 7:00~8:00 コースオープン 7:10~8:25 車検 7:10~8:10 ト*ライバーズブリーフィング 8:35~8:45 第1t-ト開始 9:00~ 表彰式 (予定) 15:00~

第15条 賞典

各クラス1位 \sim 3位 JAFメダル (クローズドを除く) 各クラス1位 \sim 6位 、副賞

但し、参加台数により、賞典の制限を行う場合がある。 尚、表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を 放棄したものとして副賞は授与されない。

第16条 付則

- (1)本特別規則書に記載されない競技に関する 細則は、JAF国内競技規則、FIA国際スポーツ競技 規則並びにJMRC中部共通規則に従って開催される。
- (2) 本規則および競技に関する諸規則解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (3) 本規則の適用は、参加受付と同時に有効となる。 大会組織委員会